

ご契約のしおり・約款 追補版

この冊子には、ご契約日または更新日が2020年4月1日以降のご契約について「ご契約のしおり・約款」の約款部分につき、一部追加（変更）となった内容が記載されております。

「ご契約のしおり・約款」の本体冊子と併せてご一読いただき、大切に保管いただきますよう、お願いいたします。

<改定内容> ※詳細は後述します。

- ① ご契約の復活などの際、延滞した（未払込の）保険料に対する利息はいただきません。
- ② 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合の取り扱いを、「無効」から「取り消し」に改めます。
- ③ 保険金などを請求する権利の消滅（時効）に関する規定を明確化します。

<改定対象となる「ご契約のしおり・約款」>

上記改定内容①～③の対象となる場合にアルファベットを記載しています。アルファベットは<改定前後の普通保険約款および特約条項>の改定パターンに対応しています。

対象となる「ご契約のしおり・約款」	Form No. 冊子の裏表紙の右下に記載されています。	改定内容		
		①	②	③
無配当終身保険	0T0002	d	a c d e	b
医療保険	0T0051	d	a	b
医療給付金付個人定期保険	0T0055、0T4014	d	a	b
初期低払いもどし金型逡増定期保険	0T0056	d	a d	b
低払いもどし金型定期保険	0T0062	d	a d e	b
長期傷害保険	0T0066	d	a d e	b
新医療保険	0T0078	d	a	b
年金払定期付積立型変額保険	0T0088		a d e	b
ユニット・リンク保険（有期型）	0T0715	c f	a d e	b
介護終身保険	0T0722	d	a c d e	b
無配当養老保険（08）	0T0729	d	a c d	b
非更新型定期保険	0T0730	d	a d	b
入院保障保険（終身型 09）	0T0771、0T0773	d	a	b
ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型）	0T0777	d	a	b
ガン治療保険（無解約払いもどし金型）	0T0795	e	a	b
特定疾病保障定期保険	0T4003	d	d	b
定期保険	0T4004	d	d	b

対象となる「ご契約のしおり・約款」	Form No. 冊子の裏表紙の右下に 記載されています。	改定内容		
		①	②	③
無配当新定期保険	0T4005	d	d	b
年齢群団別定期保険	0T4006	d		b
定期保険	0T4007	a		a
定期保険（無配当）	0T4008	a		a
医療保険	0T4009	a		a
医療保険（無配当）	0T4010	a		a
ガン保険	0T4011	a		a
特定疾病保障定期保険	0T4012	a		a
特定疾病保障定期保険（無配当）	0T4013	a		a
ガン医療給付金付定期保険	0T4015	d		b
医療保険（無配当）	0T4016	b	b	c
定期保険	0T4017	b		c
ガン保険	0T4018	b	b	c
ガン保険	0T4019	d		b
限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）	0T5000	d	a c d e	b
生活障害保障型定期保険	0T5007	d	a d	b
限定告知型定期保険（低払いもどし金型）	0T5010	d	a d e	b
無解約払いもどし金型定期保険	0T5011	d	a d	b
利率変動型定額部分付変額終身保険 （通貨選択型）	0T5017		a	b
限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14	0T5019	d	a	b
重症化予防支援保険（無解約払戻金型）／ 患者申出療養給付保険（無解約払戻金型）	0T5022	d	a	b
医療治療保険（無解約払いもどし金型）	0T5028	d	a c	b
災害保障重点期間設定型定期保険	0T5030	e	a d e	b

<改定前後の普通保険約款および特約条項>

- ① ご契約の復活などの際、延滞した（未払込の）保険料に対する利息はいただきません。
 ・普通保険約款の【保険契約の復活】または【契約の復活】の条文中、一部を以下のとおり改めます。（下線部分が変更箇所です。）

改定パターン	改定後	改定前
a	会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の <u>未払込の保険料を払い込んで</u> ください。	会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の <u>未払込の保険料とこれに対する年6%の利率により複利で計算した利息を払い込んで</u> ください。
b	会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、新たな保険証券の発行はせず、書面により保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、 <u>延滞保険料を会社の指定した日までに払い込んで</u> ください。	会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、新たな保険証券の発行はせず、書面により保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、 <u>延滞保険料ならびにこれに対する会社所定の利率による利息を、会社の指定した日までに払い込んで</u> ください。
c	会社がこの契約の復活を承諾したときは、契約者は、 <u>延滞保険料を会社の指定した日までに払い込んで</u> ください。	会社がこの契約の復活を承諾したときは、契約者は、 <u>延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息とを会社の指定した日までに払い込んで</u> ください。
d	復活を承諾した後に会社の指定した期日までに <u>延滞した保険料を受け取った場合</u>	復活を承諾した後に会社の指定した期日までに <u>延滞した保険料（延滞した保険料に対する年6%の利率により複利で計算した利息を含みます。以下同じ。）を受け取った場合</u>
e		復活を承諾した後に会社の指定した期日までに <u>延滞した保険料（延滞した保険料に対する会社の定める利率により複利で計算した利息を含みます。本条において同じ。）を受け取った場合</u>

- ・普通保険約款の【自動払済定期保険】の条文中、一部を以下のとおり改めます。（下線部分が変更箇所です。）

改定パターン	改定後	改定前
f	<u>未払込保険料の支払</u>	<u>未払込保険料および会社所定の利率による延滞利息の支払</u>

② 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合の取り扱いを「無効」から「取り消し」に改めます。

- ・普通保険約款の[年齢または性別の誤りの処理]、[契約年齢および性別の誤りの処理]または[年齢の誤りの処理]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定パターン	改定後	改定前
a	会社は、 <u>契約を取り消すことができるものとします。</u> この場合、 <u>すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</u>	契約は無効とし、 <u>すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。</u>
b	契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、 <u>会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。</u> この場合、 <u>すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。</u>	契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、 <u>保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。</u>

- ・普通保険約款の[転換後契約の特別取扱]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定パターン	改定後	改定前
c	被保険者の年齢または性別に誤りがあったために、 <u>契約が取り消されたとき</u>	被保険者の年齢または性別に誤りがあったために、 <u>契約が無効とされたとき</u>

- ・年金払特約条項および年金払特約(06)条項の[年齢または性別の誤りの処理]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定パターン	改定後	改定前
d	保証期間付終身年金の年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者)の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、 <u>年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、その他のときは、会社は、この特約を取り消すことができるものとします。</u> この場合、 <u>年金基金に充当した保険金等をその受取人に支払います。</u>	保証期間付終身年金の年金受取人(年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者)の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、 <u>年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、<u>その他のときはこの特約の適用はなかったものとし、年金基金に充当した保険金等をその受取人に支払います。</u></u>

- ・年金払移行特約条項の〔年齢または性別の誤りの処理〕の条文中、一部を以下のとおり改めます。
(下線部分が変更箇所です。)

改定 パターン	改定後	改定前
e	保証期間付終身年金の被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、 <u>その他のときは、主約款の規定を準用します。</u>	保証期間付終身年金の被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、会社の定める取扱範囲内のときは、年金支払開始日における実際の年齢または性別にもとづいて年金額等を更正し、 <u>その他のときはこの特約の適用がなかったものとしします。</u>

③ 保険金などを請求する権利の消滅（時効）に関する規定を明確化します。

- ・普通保険約款、年金支払特約条項、年金支払特約（無配当）条項、年金払特約条項、年金払特約（06）条項、年金払特約（15）条項および年金払移行特約条項の〔時効〕の条文中、一部を以下のとおり改めます。（下線部分が変更箇所です。）

改定 パターン	改定後	改定前
a	<u>これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。</u>	<u>3年間請求がない場合には消滅します。</u>
b	<u>これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。</u>	<u>3年間請求がないときには消滅します。</u>
c	<u>これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</u>	<u>3年間請求がない場合には、消滅します。</u>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問い合わせ・担当者